

企業立地促進奨励金制度の概要

- 令和6年10月以降に設備投資をされる事業者向けです。
- 各種奨励金を受けるためには、奨励措置事業者指定申請が必要となります。
必ず事業の着手前にご相談ください。

■ 対象企業

伊勢市内に下記の対象施設を新設、増設又は移設する事業者が対象となります。

- 自ら設備投資した事業所を、自ら運営する事業者
- （複数の事業者が共同で新設等を行う場合）土地又は建物の所有者及び対象施設の運営者

■ 対象施設

1. 物品の製造（加工及び修理を含む）の事業の用に供する施設
〔製造業〕
2. 研究開発、試験、分析又は検査の用に供する施設
〔自然科学研究所、及び商品・非破壊検査業 等〕
3. 情報サービス業等に属する事業の用に供する施設
〔放送業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、コールセンター 等〕
4. 宿泊業
〔ホテル営業、旅館業（簡易宿所営業及び下宿営業を除く。）〕

■ 奨励金の額（詳細は次ページをご覧ください。）

奨励金の種類	奨励金の額	（限度額）
用地取得奨励金	用地の代金の30%	（限度額 3億円）
設備投資奨励金	固定資産税額相当額3年間又は5年間	（限度額 総額3億円）
雇用奨励金	新規常時雇用従業員1人につき20万円	（限度額 4,000万円）

■ 奨励金の種類

■ すべての奨励金に共通の要件

共通要件	1. 物品の製造、2. 研究開発等、3. 情報サービス業等、4. 宿泊業
	■ 対象地域 市内全域 ■ 投下固定資産額 1億円以上（中小企業は5,000万円以上） ■ 建設開始から3年以内に稼働すること ■ 奨励措置指定申請を用地の引渡し前までに行う。 （用地取得奨励金を受けない事業者は、事業所の建設着手前までに申請） ■ 伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例に基づく奨励金、伊勢市市街地再開発事業等補助金 交付要綱に基づく補助金を受けないこと ■ 市税を滞納していないこと
	4. 宿泊業
要件	■ 300 m²以上の広間があること ■ 洋室の客室が100室以上あること

用地取得奨励金

・交付申請時期: 稼働を開始した日から3ヶ月以内(伊勢市から用地取得した場合は、事業所の建設着手から10日以内)

要件	1. 物品の製造、2. 研究開発等、 3. 情報サービス業等 ■市内の土地を3,000㎡以上購入
	4. 宿泊業 ■市内の土地を購入(面積要件なし)
	■新規常時雇用従業員数 5人以上(中小企業 3人以上) ■土地の引渡しの日から1年以内(造成工事を要する場合は5年以内)に対象施設の建設に着手 【注】売買・競売で取得した場合に限る。(親会社、子会社等からの取得は非該当。)
補助金額	用地の取得代金 又は 本市が行う土地鑑定評価額を比較して低い額の30%
限度額	3億円

雇用奨励金

・交付申請時期: 稼働開始後1年を経過した日から30日以内

要件	1. 物品の製造、2. 研究開発等、3. 情報サービス業等、4. 宿泊業
	■新規常時雇用従業員数(伊勢市に住民票がある者に限る) 5人以上(中小企業 3人以上) ■上記従業員を稼働開始日から起算して1年以上継続雇用していること ■雇用保険法の被保険者として確認できること
補助金額	伊勢市在住の新規常時雇用従業員数×『20万円』
限度額	4,000万円

設備投資奨励金

・交付申請時期:

【1回目】 稼働開始後、最初に固定資産税が賦課される年度の翌年度の4月1日から30日までの間

【2回目以降】 補助の対象となる固定資産税が賦課される年度の翌年度の4月1日から30日までの間

要件	1. 物品の製造、2. 研究開発等、3. 情報サービス業等、4. 宿泊業
	■新規常時雇用従業員数 ※奨励期間を通して維持すること ①市内に事業所がある事業所が市内に事業所を新設、増設又は移設した場合 5人以上(中小企業 3人以上) ②市内に事業所がない事業所が市内に事業所を新設、増設又は移設した場合 10人以上(中小企業 5人以上)
補助金額	【対象期間に取得した土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額相当額】 ■交付期間: 基準年度から3年間。 ただし、新規常時雇用従業員数が以下の要件を満たす場合は5年間。 ①市内に事業所がある事業所が市内に事業所を新設、増設又は移設した場合 10人以上(中小企業 5人以上) ②市内に事業所がない事業所が市内に事業所を新設、増設又は移設した場合 20人以上(中小企業10人以上) ※基準年度: 稼働の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度 ■固定資産税について、減免等の適用となる場合は適用後の額。 (例: 半島振興法による固定資産税の不均一課税)
限度額	総額3億円

■中小企業の範囲

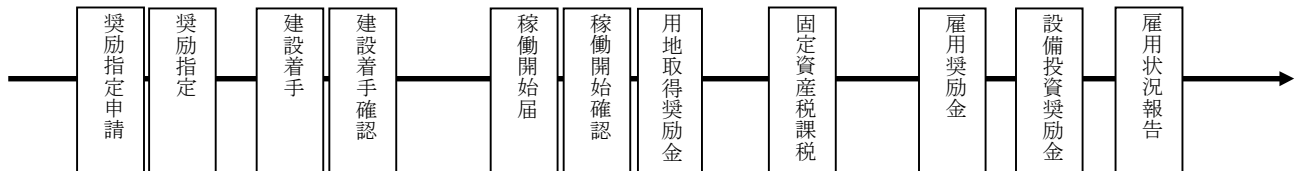
業 種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、その他(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業	5,000万円以下	100人以下

■新規常時雇用従業員数とは

新規常時雇用従業員数とは、奨励措置事業所指定時点と操業開始時点と比較して、市内事業所の総従業員数(雇用保険法の被保険者に限る)の純増数を言う。

- (1) 雇用形態……………雇用保険法の被保険者に限ります。
- (2) 期 間……………奨励措置事業所指定申請時点と稼働開始時点と比較
- (3) 事業所間の異動……市外事業所からの異動者もカウントできます。
- (4) 市内に複数事業所がある場合
設備投資する事業所だけでなく、原則市内事業所全体の常時雇用従業員の純増も確認します。
- (5) 既存事業所での設備投資の場合
既常時雇用従業員を新ラインに配置し、既存ラインに新規常時雇用従業員を配置してもカウントできます。
- (6) 「純増」であることが必要 {例:15人(新規雇用者)－5人(離職者)＝10人(カウントできる新規常時雇用者)}
- (7) 複数の事業者が共同で対象施設の新設等を行う場合は、対象施設において従業員を雇用する事業者の従業員数を参照します。

■制度活用の流れ



事業者		伊勢市	内容
奨励指定申請		→	申請期限: 用地取得奨励金を受ける場合…用地の引渡しを受ける日の前日まで 用地取得奨励金を受けない場合…事業所の建設工事に着手する日の前日まで
		← 奨励指定	審査の結果、奨励金交付対象となる場合、指定書を送付
建設着手届		→	届出期限: 事業所の建設工事に着手した日から 10 日以内
		← 事業着手確認	現地にて建設工事着手確認を行います
稼働開始届		→	届出期限: 事業所の稼働を開始した日から 10 日以内
		← 稼働開始確認	現地にて提出された書類の原本確認と当該施設の確認を行います 「市税照会に対する同意書」により課税課へ対象となる固定資産の確認を行います
用地取得奨励金	交付申請	→	申請期限: 稼働を開始した日から 3 ヶ月以内 (伊勢市から用地を取得した場合は、事業所の建設工事に着手した日から 10 日以内)
		← 交付決定	奨励金の額を確定します
	交付請求書	→	交付決定通知受領後すみやかに
		← 奨励金の振込	指定口座に振り込みます
設備投資奨励金	交付申請	→	申請期限: 稼働開始後、最初に固定資産税が賦課される年度の翌年度の 4/1～30 まで 対象設備: 奨励指定申請時点から稼働開始時点までに取得した設備等 操作開始 固定資産 台帳登録 納税通知 書送付 対象設備 現地確認 納税完了
		← 交付決定	奨励金の額を確定します
	交付請求書	→	交付決定通知受領後すみやかに
		← 奨励金の振込	指定口座に振り込みます
雇用奨励金	交付申請	→	申請期限: 事業所の稼働を開始した日から 1 年を経過した日から起算して 30 日以内
		← 交付決定	奨励金の額を確定します
	交付請求書	→	交付決定通知受領後すみやかに
		← 奨励金の振込	指定口座に振り込みます
雇用状況の報告		→	奨励金交付の年度から 10 年を経過するまで、毎年 4/1 現在の雇用状況を報告してください

■ 奨励指定申請に必要な添付資料

- (1) 事業概要書
- (2) 商業登記現在事項全部証明書(法務局)
- (3) 企業案内書(事業の概要を説明したパンフレット等)
- (4) 直近3年間の財務諸表及び業務報告書
- (5) 事業所の位置図・平面図・設備配置図(現時点であれば)
- (6) 土地、建物等の見積書(現時点であれば)
- (7) 雇用関係書類 … 事業所別被保険者台帳(ハローワークにて取得)、雇用計画書
- (8) 規則第2条の取引に該当しない旨の誓約書(用地取得奨励金の交付を受けようとする場合のみ)
 1. 親会社を同じくする子会社同士の間における取引
 2. 一方の法人の役員(業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の法人の役員を現に兼ねている法人間における取引
 3. 一方の法人の役員の配偶者又は直系血族が、他方の法人の役員である法人間における取引
 4. 法人と個人との間における取引であって、法人の役員と個人が配偶者又は直系血族の関係にある場合における取引
 5. 配偶者又は直系血族との間における取引(6) 前各号に準ずる取引として市長が認める取引
- (9) その他(必要に応じて)

■ 稼働開始届に必要な添付資料

- (1) 投下固定資産の金額、内訳のわかる書類(契約書、見積書や納品書、領収書等)の写し
- (2) 雇用関係書類…事業所別被保険者台帳(ハローワーク)
- (3) 事業所の平面図・設備配置図
- (4) 写真(内部、外観、設備投資奨励金の対象となる償却資産)
- (5) 市税照会に対する同意書
- (6) その他(必要に応じて)

■ 奨励金交付申請に必要な添付資料

- (1) 雇用関係書類…事業所別被保険者台帳(ハローワーク)
- (2) 納税証明書(市税に係る徴収金に滞納がないことの証明)
- (3) その他(必要に応じて)

■奨励指定後の変更等の届出

- (1) 奨励指定申請に記載の代表者、本社所在地等の変更、工期及び稼働開始予定日が大幅に遅れる場合
- (2) 稼働を休止(廃止)する場合
- (3) 地位承継をする場合(事業を承継した日から 30 日以内)

■他の補助制度との併用

- (1) 伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例(平成 24 年伊勢市条例第 19 号)に基づく奨励金
 - (2) 伊勢市市街地再開発事業等補助金交付要綱(平成 24 年 6 月 18 日施行)に基づく補助金
- 上記の補助金等の交付を受ける場合は、企業立地促進奨励金は申請できません。

■半島振興法による固定資産税等の不均一課税

伊勢市は市内全域が対象地域となっており、対象業種に該当する法人又は個人が、一定の取得価格要件以上の設備を新設又は増設した場合、対象物件の税率を軽減します。この措置を不均一課税といいます。

- (1) 固定資産税(3 か年)
申請書・添付書類等は、伊勢市ホームページ又は電話で確認してください。
申請書の提出先：伊勢市役所課税課固定資産税係 電話 0596-21-5533
- (2) 事業税(3 か年)・不動産取得税(1 年)
申請書・添付書類等は、三重県ホームページ又は電話で確認してください。
申請書の提出先：事業税……伊勢県税事務所課税室 課税一課 電話 0596-27-5132
不動産取得税……伊勢県税事務所課税室 課税二課 電話 0596-27-5129
- (3) 上記の不均一課税を受けるためには、事前に「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」の提出が必要となります。
申請書は、伊勢市ホームページ又は電話で確認してください。
添付書類……導入した機械等の一覧表
……資本金を確認できる書類(登記現在事項証明書等の写し)
……業種を確認できる書類(会社概要パンフレット等)
申請書の提出先：伊勢市役所商工労政課産業支援係 電話 0596-21-5633

お問い合わせ先

伊勢市産業観光部商工労政課

伊勢市 優遇制度

検索

電話：0596-21-5633

mail：syoko@city.ise.mie.jp

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕 1-7-29